

[2] 一宮市興行場法施行条例（案）の概要

1 条例の趣旨

「興行場法」において、市は、興行場の設置の場所、構造設備、及び換気、照明、防湿、清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準について条例を定めることとしています。

「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。

2 条例の概要

項目	愛知県	一宮市
設置の場所の基準	1 排水に支障がない場所であること。 2 興行場の周囲に空地等があることにより換気及び採光に支障がない場所であること。 3 その他公衆衛生上支障がない場所であること。	愛知県と同じ
構造設備の公衆衛生上必要な基準	1 清掃及び排水が容易に行うことができる構造であること。 2 入場者に興行を見せ、又は聞かせるために直接利用させる場所（以下「観覧場所」という。）は、喫煙所、便所等とは隔壁等により区画され、かつ、舞台その他興行に直接関係する場所とは適切に区分されていること。 3 観覧場所の観覧席及び通路は、規則で定める要件を備えていること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
構造設備の公衆衛生上必要な基準	4 喫煙所を設ける場合は、興行場の出入口から離れた場所に設けることとし、当該喫煙所は、たばこの煙が興行場の喫煙所以外の場所に流れ出ない構造設備を有するものであること。 5 規則で定める構造設備を有する便所が入場者の利用しやすい場所に男女別に区画して設けられていること。 6 規則で定める要件を備える換気設備（自然換気設備を除く。以下同じ。）が規則で定めるところにより設けられていること。 7 規則で定める要件を備える照明設備が規則で定めるところにより設けられていること。 8 ねずみ、昆虫等の侵入を防止することができる設備が設けられていること。 9 適当な数のごみ箱が入場者の投棄しやすい場所に備えられていること。 10 その他規則で定める事項	愛知県と同じ
換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準	1 興行場及びその周囲は、常に衛生上支障がないよう清掃すること。 2 換気設備、照明設備その他設備は、常に適切に使用できるよう保守点検を行い、必要に応じ補修すること。	愛知県と同じ

[次ページへ続く]

項目	愛知県	一宮市
換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準	3 入場者に利用させる場所（以下「場内」という。）は、適切に換気を行い、規則で定める空気環境の基準を保つこと。 4 場内は、適当な照度を保つよう照明を行うこと。 5 喫煙所以外の場所における喫煙を禁止すること。 6 便所は、臭気を著しく発散させないようにすること。 7 ごみその他の廃棄物は、適切に処理すること。 8 ねずみ、昆虫等の発生及び侵入を防止し、並びにこれらの駆除を行うこと。 9 場内は、随時消毒を行うこと。 10 定員を超えて入場させないこと。 11 従業者のうちから衛生に関する責任者を定め、その者が興行場の衛生管理に当たること。 12 その他規則で定める事項	愛知県と同じ

3 施行予定日

令和3年4月1日